# 公　告

## 諮　詢　事　項

### 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第４９２号**
静岡県熱海市上多賀153―20　シーサイドパレス第二クラタビル101号室、住民票上の住所神奈川県小田原市根府川99番地の２
債務者　安藤　敏明
１　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第３７５２号**
大阪府吹田市泉町２丁目20番８号
債務者　堀　　薫
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７０１６号**
大阪府茨木市西河原２丁目12番401号
債務者　藤村　智之
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７１３６号**
大阪府豊中市東寺内町４番18号
債務者　サンスイ商会こと　三橋　保美
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７５５６号**
大阪府東大阪市若江東町２丁目７番３―310号
債務者　髙見　哲次
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７５７９号**
大阪市都島区大東町３―９　リバーシティ８号棟903号、住民票上の住所大阪市旭区赤川４丁目21番30号
債務者　山口　弥穂（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７７２７号**
大阪市浪速区恵美須東１丁目５番17号　昭和グランドハイツ恵美須208号
債務者　髙津　　学
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７７７９号**
大阪市西淀川区御幣島２丁目12番20号
債務者　杉山　佳彦
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７８２０号**
大阪府東大阪市玉串元町１丁目４番41号　エクセル花園112号
債務者　岸本　祐二
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８０１１号**
大阪市東住吉区照ケ丘矢田４丁目６番14号、住民票上の住所大阪市東住吉区照ケ丘矢田４丁目４番14号
債務者　田中　栄資
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８０９７号**
大阪府東大阪市南荘町３番23号
債務者　西影　意子
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８１０３号**
大阪府交野市私部１丁目９番５―401号
債務者　手島あゆみ
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８１１９号**
大阪市城東区新喜多１丁目４番49号　ハイムシギタ７―Ｂ
債務者　佐藤　俊雄
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８１２５号**
大阪府守口市東光町１丁目10番４号、前住所大阪府守口市桜町３番８―1803号
債務者　東田　浩子
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８１５３号**
大阪府東大阪市若江西新町２丁目５番６号ベル・エスポワール201
債務者　森岡　純也
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８１８６号**
大阪府吹田市豊津町31番31号
債務者　森　　紀昭
１　決定年月日時　平成23年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部